

## 郡山市養育費保証契約支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯の児童の健やかな成長の実現及び福祉の向上を図るため、保証会社と養育費保証契約を締結したひとり親に対し、同契約締結に要した経費について、予算の範囲内で郡山市養育費保証契約支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 配偶者のない児童の父又は母であって、現に当該児童を養育しているものをいう。
- (2) 児童 20歳に満たない者をいう。
- (3) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項の規定による協議による離婚をする際の子の監護に要する費用をいう。
- (4) 債務名義 民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条各号に掲げるものをいう。
- (5) 養育費保証契約 養育費の不払いが生じた場合に、保証会社はその債務の履行を保証する契約をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時において本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者
- (2) 保証会社と養育費保証契約（契約期間が1年以上の契約に限る。）を締結し、当該契約に係る初回保証料を負担した者
- (3) 現に養育している児童の養育費の請求に係る債務名義を有している者
- (4) 過去に同様の補助金等について他の自治体等から交付されていないこと。

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する初回保証料とする。

2 補助金の額は、5万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に養育費保証契約支援事業補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる書類により証明すべき事実を市長が公簿により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

- (1) 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- (2) 養育費の請求に係る債務名義の内容が確認できる書類
- (3) 領収書の写し等養育費保証契約の締結に係る費用の支出が確認できる書類

(4) 申請者名義の通帳の写し等振込先銀行口座が確認できる書類

(5) 申請者及び申請者が養育している児童が記載された住民票の写し

(6) 申請者及び申請者が養育している児童の戸籍謄本若しくは抄本の写し、児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭医療費受給資格者証の写し

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の額の確定)

第7条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。